

ドメスティック・バイオレンスと刑事法

岡 本 昌 子

I はじめに

(1) 大学で刑法を教えるにあたり、刑法、刑事訴訟法、刑事学が「密接に関連し合っている」⁽¹⁾ことを強く意識させるようになって久しい。また、刑事法と社会現象・社会問題との関連を意識させるニュースが連日報道され、生きた法律学を教えるに事欠かない。

その一例として、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVと称する。）が挙げられよう。刑法の観点からは、DVを行っていた者（以下、DV加害者と称する。）に対してDV被害者が自己を守るために防衛行為を行った場合（以下、このような事案をDVケースと称する。）の正当防衛又は緊急避難⁽²⁾の成否、刑事学の観点からは、DVの実態のみならず、従来、家庭内の問題とされてきたDVについて法的に介入することの意義や課題⁽³⁾、刑事訴訟法の観点からは、DV被害

者の訴訟参加や事実認定の方法等、DVに対して刑事法の各分野から多角的に考察がなされてきたが、これらが相互に関連しあうことはいうまでもない。

(2) 先の刑法の観点からは、以下のような指摘がなされている。正当防衛における急迫性の要件は、侵害の現在性・切迫性と一般に定義されるが、DVケースの場合、「一見途切れ途切れで一々終了しているように見えるが、被害者にとっては一連一体性をもって」⁽⁴⁾おり、「DVは他の関係の中で起こる暴力とは異なるので、『急迫不正』の解釈も他の暴力と異なって考える必要が出てくる」⁽⁵⁾との指摘である。DVの実態が明らかになるにつれ、DVを受けるのが「嫌なら逃げればよい」という考えはあてはまら⁽⁶⁾ず、DVの実態を反映した正当防衛の成否の判断がなされるべきであるとの見解が主張されているのである。

また、諸外国に目を向けると、英米法系では、正当防衛の合理性 (reasonableness) 判断において、防衛行為者がDV被害者であることを考慮すべきとする見解が主張されている (いわゆる被虐待女性症候群 (Battered woman syndrome))⁽⁷⁾。

はたして、これらの見解は妥当なのだろうか。妥当であるとすれば、DVケースであったという事情をどのように考慮して正当防衛の成否を判断すべきなのだろうか。

(3) そこで考えるに、DVケースと一言でいっても、事案は様々である。例えば、DV加害者が身体を殴る等の虐待行為を加えてきたことから、これに対して自己の身を守るために防衛行為を行ったというような場合はもちろんのこと、DV加害者の殴打する手が一旦止まったものの、なおも殴打しようとする威勢を示していたような場合も、最高裁平成九年六月十六日判決⁽⁷⁾に従えば、急迫性の要件を認めることができよう。

これに対して、正当防衛の成否においてDVケースであることを考慮する実質的意義があると指摘されているのが、

DV加害者が就寝した後や、虐待後、立ち去ろうと背中を向けた後、次いつ襲われるかわからないと考えてDV被害者が防衛行為を行ったというような場合（以下、非対峙型と称する。）である。これらの場合、相手が就寝していた、背を向けていたことから、従来の判断基準からは侵害の切迫性を認めることは難しい。そこで、DVケースの場合、（DVケースではない）一般のケースと異なる急迫性の判断基準を用いるべきではないか、つまり、一つ一つを別の攻撃として分断するのではなく、DVケースの場合は侵害の継続性を認めるべきではないか、又、DV被害者はそうでない一般人と異なり、これまでの虐待からまた襲われることを予期し得、非対峙型においても切迫性を認めるべきではないかとの主張がなされているのである。正当防衛では先制攻撃は認められないが、手遅れにならないという意味では、急迫性とは、「有効な防衛が可能な最後の機会」⁸⁾を指す概念であり、そうすると、DV被害者にとっては、DV加害者の就寝中が「有効な防衛が可能な最後の機会」にあたることを考えも一理ある。

いうまでもなく、DV被害者を守るべきであることは当然である。その一方で、正当防衛は、あくまで緊急行為として、例外的に私人による実力行使を認めるものであり、さらに、正当防衛の正当化根拠に鑑みると、DVケースだからといって安易に正当防衛を認めるべきではない。そこで、DVケースにおける正当防衛の成否という問題を、刑法単体ではなく、刑事法という視点から俯瞰してシンプルに考えると、DVに対する施策・対応が充実していればいるほど、「有効な防衛が可能な最後の機会」を一般のケースに比べて前倒しして一般のケースであれば先制攻撃とされるような非対峙型において急迫性を認める必要性は乏しくなり、急迫性の要件の判断においてDVケースであったことを殊更考慮すべき理由はないはずであり、反対に、DVに対する施策・対応が不十分であればあるほど、DV被害者の保護は不確かなものとなり、DV被害者は自己を守るために、DV加害者が就寝している間に防衛行為を取らざるを得なくなってしまう。しかし、先にも触れたように、日本では従来の判例の判断基準から非対峙型について正当防衛が認められる

可能性は低く、そうすると、DV被害者は、犯罪を行う、又は、次の虐待を恐れながら過剰という究極の選択を迫られることになってしまう。

さらに、DVケースであるという特徴は、急迫性の要件にだけ関連するというわけではない。相当性判断では様々な事情を総合考慮して判断され、相当性判断における「手段選択の困難性・容易性」⁽⁹⁾は、DV被害者保護へのアクセスのしやすさ等も判断要素に入れて判断されるべきといえよう。さらにいうと、裁判員が、当該行為が「通常人の合理的な判断により適正かつ妥当なものとして容認されるかどうか」⁽¹¹⁾を判断する際、実際にどれほどのDVに対する施策（DV被害者の保護）がなされ、アクセスしやすいものであったか、そして、それらが一般に認知されているかという点も影響するはずである。

このように、DVケースにおける正当防衛の成否を如何に判断すべきかという問題においては、DVの実態だけでなく、DVに対する施策、つまりDV被害者の保護がどの程度整備されているかという点も重要なメルクマールであるといえよう。

(4) この、「DV被害者の自己防衛の必要性」、「DV被害者の自己防衛行為に対する刑法的評価」、「DVに対する施策」の相関関係を改めて考えさせる、そして、冒頭の刑事法の各分野の密接関連性を強く意識させるケースが、カナダのノバ・スコシア (Nova Scotia) 州で起こった。本ケースは、DVの被害者であったライアン (Ryan) がヒットマンを雇って夫を殺害しようとしたというもので、そのセンチシヨナルな内容からカナダ全土で注目を集め、連邦最高裁判所への上訴率が低いとされるカナダにおいて本件は最高裁まで行った。⁽¹²⁾

そこで、本稿では、DVケースにおける正当防衛の成否の問題を検討するにおいて刑事法の観点から多角的に考察することが重要であるという先述の問題意識から、そして、カナダでは連邦及び各州レベルで様々なDV施策がなされて

おり、その考察は我が国におけるDV施策の検討に資するものと思われることから、このライアン・ケースを素材にDVについて刑事法という視点から若干の考察を試みることにする。

II 刑事法の視点からみたライアン・ケース

1 ライアン・ケースの訴訟経緯

(1) 本件は、おとり捜査官扮するヒットマンに夫殺害を依頼した行為につき、教唆の未遂の罪（刑法四六四条(a)）で起訴されたものである。被告人は、同条の構成要件該当性については争わなかったが、本件行為を行った動機について、被告人と子供が数年間にわたって夫（以下、Aと称する。）から虐待、殺すという脅しを受け続け、コンタクトを取って来た警察がAからの虐待を防止することは出来ないことを確信し、他に本質的に合理的な選択肢は自分にもはや残されていないと思ったからであると主張し、本件行為はAからDV被害を受けていたことにより行ったものであるとして強制（duress）の抗弁による無罪を主張した。第一審は、被告人の主張を認めて無罪を言渡し、第二審も、原審の判断を支持した。

これに対し、連邦最高裁判所は、強制の抗弁は第三者に対する犯罪を行うよう強制された場合に適用されるものであることから、本件には適用され得ないとして、検察の上訴を認め、無罪を覆した。しかし、「彼女が苦しんだ虐待と長期の訴訟は彼女に甚大な被害を与えた」として、手続の停止を命じた⁽¹⁶⁾。

以上のように、結論として、強制の抗弁の適否について、下級審と最高裁で判断が分かれたのであるが、文字数の関係で詳細に述べることはできないが、強制の抗弁の適否の判断において、「第三者に対して」犯罪を行うよう被告人が

強制されていたかどうかという点と被告人の行為が「非任意であったか（モラル的に強制されていたか）」という点のいずれに重きを置くかという点で下級審と最高裁の間に相違があった。下級審（特に第二審）が後者に重きを置くという柔軟なアプローチを採った背景には、DVの現実を考慮した場合、そのように考える必要があるという考慮が存在していた。つまり、被告人自身がDV加害者に対して防衛行為を行った場合は正当防衛が認められる余地がある、すなわち無罪を得る可能性があるにもかかわらず、第三者を用いて自己を守ろうとした場合に何ら抗弁が認められないのは妥当でないと考え、その隙間を埋めるためにコモンスター上の強制の抗弁を適用しようとしたのである。これに対して、最高裁は、正当防衛は正当化事由であるのに対して、強制は免責事由であると述べて両者を厳格に区別し、正当防衛が適用できない場合にその隙間を埋めるために強制の抗弁を拡張適用することはできないとした。このように、強制の適否における核を何と解するか、正当化事由と免責事由の区別を厳格に解するか否かという点の違いが下級審と最高裁の判断を異にしたといえる。

(2) 従来、カナダの裁判所で争われてきたDVケースは、DV加害者が寝ていた時や虐待や脅迫を終えて背を向けた後に、DV被害者が自ら殺害等の実行行為を行うというものであったが、本件被告人はAと本件犯行前に別居しており、そして、ヒットマンという第三者を雇って殺害しようとしたという点で従前のケースと異なる。

そして、本判決以前に最高裁で争われたDVケース（被虐待女性症候群事案）¹⁹では、件数自体は少ないものの、いずれも正当防衛の成否を争っていたのに対して、本ケースは、正当防衛ではなく、強制の抗弁を主張したという点にも特徴がある。裁判所が本ケースについて正当防衛の余地に関して何ら言及しなかった点に対しては、ラバリー (Lavallee) ケース以降認められてきた被虐待女性症候群の理論を後退させるものであるとの批判が散見される。²⁰

被告人側が正当防衛を主張しなかった理由は明らかにされていないが、本件評釈は、弁護側が本件で正当防衛を認め

させるのは困難であると考えたからであろうと指摘している。なぜなら、正当防衛が認められるためには、被告人が合理的な根拠に基づき、ヒットマンを雇うことが死又は重大な身体的危害から自分を守ることができる唯一の方法であると確信していたというハードルを越える必要があるからである。⁽²⁾

2 DVケースにおけるDVの認定と被虐待女性症候群

(1) 本ケースは、先に触れたように、ヒットマンを雇い（実際は、本件以前に三人をヒットマンとして雇おうとしていた）、DV加害者であったAを殺害しようとしたというセンサーショナルさから注目されたのだが、さらに、おとり捜査官が録音していたテープに虐待はなかったという被告人の音声録音されていたこと、そして、被告人はこれまで警察や離婚調停中の家庭裁判所、セラピスト等に対して虐待について話していなかったこと、本件犯行前に被告人はAと離れて暮らしており、Aは別の場所で新たな関係を築いていたこと、さらに、被告人はAが死亡すれば多額の財産を相続し得る立場にあったこと、Aとの間の子供について監護権を争っていたこと等から、被告人がAからの虐待から逃れるために本件犯行を行ったという証言を疑問視する報道がなされ、注目を集めた。⁽²⁾

(2) 本件において重要なポイントであった、被告人がDVを受けていたのかという点について、王立カナダ騎馬警察(Royal Canadian Mounted Police (カナダの連邦警察。以下、RCMPと称する。))がDVの存在を否定していたにもかかわらず、担当した警察官やAが一度も法廷で証言することなく、法廷でなされた被告人のDVに関する証言がほぼそのまま認められ、その後もAに対する尋問がなされることなく、この第一審の認定が最高裁まで基本的に維持されている。⁽³⁾

DVの認定について、検察側は、第一審で、①ビデオテープに記録されている、おとり捜査官に対する言動、②本件

発生の翌週、家裁で監護権審問が行われることになっており、被告人はその前にAの殺害を希望していたという本件のタイミングを根拠として、DVはなかったと主張している。これに対し、裁判所は、①ビデオに映っている様子は、裁判所が採用した鑑定における被虐待女性症候群の人物像（無力で他人のアシストを依存的に求めようとする人物像）と合致している、②被告人との接触に着手したのは警察側であり、タイミングをコントロールしていたのは被告人ではなく、本件と家裁の件の関連性を認めることはできないとして、先の主張を斥けている。

判決文によると、公判において、被告人が専門家等に虐待の事実を話していなかった点について慎重に交互尋問がなされている。それを経て、裁判所は、被告人はDVを受けていることを話すのが恥に感じられたと証言しており、そして、証拠から、DV加害者の期待に応えることが出来なかったことから自分はDVを受けた、つまり、自分に非があると思っていたことが明らかであり、DV被害者がその事実を伏せることは珍しいことではなく、被告人がDVを話さなかったことは重要ではないとし、検察官の主張を斥けている。

(3) 家庭内の出来事であるDVの事実を認定することは、虐待の場面の客観的な記録がない場合、困難であろうが、DVケースにおいてDVの事情を考慮して正当防衛の成否を判断するのであれば、その存否や程度は重要なポイントとなる。本件は、先述のように、様々な点から被告人の証言の信ぴょう性に疑いの目が向けられたが、本判決のローレビュールは、①被告人が身体的・性的暴力について本件以前に口外してこなかったという点については、他人に虐待の事実を開示したがるらないという、ラバリー・ケースで述べられた被虐待女性症候群の特徴に留意する必要がある、②Aが発した最後の脅しが数週間前だったことからヒットマンを雇う必要はなかったのではないかという指摘がなされている点については、同指摘は、DV加害者が加えてきた暴力やコントロールは分離された別々の行為ではないという、DVの実態を無視するものであり、この点、裁判所が一五年間に及ぶ虐待の歴史を適切に検討したことは妥当である、③シエル

ターに行くべきだったとの指摘が多い点については、虐待されていた女性が自分の置かれている状況と可能な選択肢をどのように感じるかということに影響を及ぼすのは単なる暴力の程度ではなく、彼女が支配されていたコントロールと強制の程度と範囲であるというDVの現実を反映して彼女の行為の任意性を判断すべきであると指摘している²⁴⁾。もっとも、これらは被告人が被虐待女性症候群であったということを前提として初めて言えることであり、DVケースの場合、裁判所がどのような鑑定を採用するかという点も鍵となることがわかる。

3 警察によるDVの認定とDV被害者保護

(1) 被告人は、下級審において、本件犯行に至る前に、RCMPや被害者サービスに助けを求めたと証言している。彼女は、RCMPに少なくとも九回通報したが、常に警察は、「民事であり、警察は関与しない。家族の問題である。」と繰り返し、ある警察官はRCMPの玄関口で「裁判官に電話をください。」と言って追い返したので、「裁判官に電話さえしてくれないのだと感じた。」と証言している。そして、被害者サービスにも「一回電話をしたが、ここでも相手は「私に何をしてほしいのだ。」「何か起こるまで、私達にできることは何もない。」という返事の繰り返しだったと証言している²⁵⁾。

さらに、最高裁が、判決文中で、「警察当局は、恐怖の支配に対する彼女の助けの求めに応じるよりもライアン氏(A(筆者註))を守ることに早く早く介入したように思われるという不穏な(disquieting)な事実も存在する」と述べたことから、警察が本件発生前にDV被害者に対して適切に対応していたのかという点にも市民の関心が集まった。

これらを受けて、ノバ・スコシア州の司法大臣 (Justice Minister) は、本件にまつわる状況を調査する合理的根拠があるとして、RCMPに対する苦情対応委員会 (Commission for Public Complaints against RCMP) にRCMPに対

する調査を命じた。

同コミッションは、①被告人(そしてA)に関与してきた警察官へのインタビュー、②被告人はRCMPに何度も通報したと証言しているものの、その証言が曖昧であることから、被告人とAに関連するファイルのレビュー、分析から、(虐待の有無の事実認定ではなく、)RCMPが被告人からの助けの求めに合理的に対応していたか、RCMPが彼女をDVの被害者だと疑うだけの情報を有しており(または有すべきであり)、彼女を保護することを怠ったかという点について確認し、報告書をまとめている。

(2) 本報告書から、RCMPのDVへの対応が、どのような理念で、実際にどのように行われているのか(警察当局のDV保護の方針(ポリシー)や判断基準・要素、具体的な対処)が見えてくる。RCMPのDVに関する全国共通のポリシーは、人間関係間の暴力の全ての申立てを捜査し、書類を作成するよう指導しており、警察官の自由裁量が依然として適用されるとはいえず、DVケースにおいてはその範囲が大変狭くなっている。さらに、DVケースは優先事項とされ、刑法典上の犯罪がなされた場合は告発する、または起訴するよう促す義務がRCMPの警察官にはあるとされている。⁽²⁸⁾

そして、二〇〇七年には、「RCMPメンバーは、家庭内での暴力に取り組むために、ストラテジーの実践において以下の原理に絶えず留意しなければならない。①誰もが暴力にさらされずに生活する権利を有する。②家庭内暴力に対応することは、司法制度において高い優先事項である。③被害者の安全は、家庭内暴力への対応における最優先事項である。④暴力のサイクルを壊すには、可能な機関が重要な役割を果たし、コーディネートされたいくつかの専門分野が結集し、総合的にアプローチすることが要求される」との命令が下されている。さらに、同命令は、司法制度に関わる全機関は家庭内での暴力ケースを適切に理解し処理することがその責務とされていることから、RCMPは、司法省と

検察庁のプロ・アレスト (pro-arrest) とプロ・プロセキューション (pro-prosecution) のポリシーの方針を採用し、平穏保障証書と禁止命令について迅速に行動しなければならないとしている⁽³⁰⁾。

これらを踏まえ、RCMPには、家庭内暴力事案に対して以下のようなガイドラインが存在する。そこには、①通報された全ての家庭内暴力ケースについて、警察官をすぐに派遣し、専門家へ照会する、②警察は、通報された全ての家庭内暴力ケースに対応して完璧な捜査を行う、③分署レベルでは、全警察官が、被害者サービスボランティア等、警察のリソースを活用してチームアプローチを行うことが推奨される、④被害者の証言に依存することを減らすために、現場では、証拠収集を含め、包括的な事案処理を行う、⑤被害者と子供の安全に最も配慮する (DV加害者の所在等に関して被害者と継続的コミュニケーションを行うことを含む)、⑥被害者サービスへ被害者を照会する、⑦証拠が当該行為を裏付ける場合、被害者の希望如何にかかわらず、全てのケースにおいて告発する。そうしない場合は、その理由を報告書にまとめる、⑧犯罪が繰り返されるであろうと確信する根拠が存在するならば、DV加害者を逮捕し、住居から退去させることが掲げられている⁽³¹⁾。

(3) コミッションは、RCMPが被告人からの各通報に対して以上のポリシーやガイドラインに沿って適切に対処したかを分析し、結論において、RCMPに彼女が虐待されていたという情報が与えられていたと結論づける記録は一つなく、インタビューも、彼女の恐怖の根拠を確かめようと努めたというRCMPメンバーの強い意志を感じさせるものであり、「RCMPは、彼らの関係に暴力が存在している、または彼女が危険にさらされていると合理的に確信できる情報を何ら与えられていなかった⁽³²⁾」という判断を下している。

同報告書によると、RCMP自身も、本コミッションによる調査に先立ち、二〇一一年四月と判決後の二度にわたって内部調査を指揮しているが、いずれの内部調査でも、RCMPは被告人がDV被害者であるという情報を何ら得てい

なかつたと結論づけている。⁽³³⁾

これらの調査結果と本判決との乖離は、DVに特化したポリシーや捜査のガイドラインが存在していたとしても、DVの認定は困難であるということをも物語っているといえよう。裁判所の言葉を借りれば、被虐待女性症候群という特徴からDVの事実は表に出にくく、虐待の存在を把握することは難しいといえようが、ライアン・ケースは、この難しさが、DV被害者に十分な保護を受けられないと感じさせ、DVケースを発生させる契機となり得ること、警察がDVケースに先立ちDV被害者を保護することがいかに重要であるかということを改めて示しているといえよう。

Ⅲ 日本とカナダにおけるDVの状況

1 日本とカナダにおけるDVの状況の比較と特徴

(1) カナダにおけるDVに対する施策を考察するにあたり、我が国とカナダにおけるDVの現状を概観しておこう。カナダの総人口は日本の約四分の一であるところ、⁽³⁶⁾ 刑法犯の認知件数の最新統計値(二〇一五年)は、日本が約一一〇万件、⁽³⁷⁾ カナダは約一九〇万件である。我が国の警察庁の統計によると、二〇一六年の配偶者等からの暴力事案について刑法・特別法の適用による検挙は八二九一件で、統計を開始した二〇〇三年以降、最多を記録し、この五年間で二倍以上になっている。⁽³⁸⁾ 両国のデータの項目に相違があるため、比較することは難しいが、カナダの最新情報によると、二〇一五年の警察に認知されている暴力事犯の二六%(八万六〇〇〇人)が家庭内暴力であり、そのうちの四七%が現・元配偶者等によるものである。⁽⁴⁰⁾

(2) DVに関して、両国に以下のような共通点が見られる。一つは、DVの被害者は女性の方が多いという点である。

先の警察庁の統計によると、相談等の件数の八五％を女性が占めている⁽⁴¹⁾。また、我が国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行後、実態把握調査が三年毎に行われており、最新の調査（平成二六年一二月に事実婚、別居中の夫婦、元配偶者も含めた無作為抽出のアンケート調査を実施）によると、女性の二三・七％、男性の一六・六％が被害（身体的暴力、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれか）にあつたと回答し、いずれの被害も女性の方が被害経験者の割合が高くなっている⁽⁴²⁾。カナダでも、警察に通報された事案の約五分の四が女性の被害者である⁽⁴³⁾。

もう一つは、DVの被害内容において最も多いのは暴行や傷害であり、致死的な被害または致死的な危険を感じた被害者の割合は少ないという点である。我が国における刑法・特別刑法の適用による検挙の罪名内訳をみると、計八二九一件中、そのほとんどを占めるのが暴行（四四〇九件）と傷害（二九九一件）であり、被害を受けた女性のうち、命の危険を感じた経験があると答えた割合は一一・四％である⁽⁴⁵⁾。カナダでも、一番多いのは身体的暴力（七七％）である⁽⁴⁶⁾。そして、殺人の発生率は、二〇一五年の統計では一〇〇万人あたり二・七人で、二〇年前に比べて四六％減少、一〇年前に比べて二三％減少、前年比六％減と、減少傾向を続けている⁽⁴⁷⁾。

(3) さらに、DV被害者と警察との関係についてみると、我が国の女性のDV被害者のうち、相談したと回答したのは五〇・三％⁽⁴⁸⁾で、その相談先としては、家族や親せき、友人・知人がそれぞれ三〇％前後と最も多く、その次が警察であるものの、対警察は一・八％であり、差が大きい⁽⁴⁹⁾。DVについて相談しなかった人の理由をみると、日本では、「相談するほどではないと思った」という理由が最も多く、その次に「自分にも悪いところがあると思った」「相談してもむだだと思った」が続き、⁽⁵⁰⁾ いわゆる被害待女性症候群の特徴が表れているといえよう。

カナダでも、DV被害者の約七〇％が、警察に通報しなかったことから警察はDVを認知していなかったと回答して

おり、⁽⁵¹⁾ここでもDVが警察など表からはわかりにくい問題であることが示されている。もともと、DV被害者が警察にコンタクトを取らなかった理由をみると、カナダで一番多いのは「プライベートな問題であると考えたから」であり、⁽⁵²⁾両国に違いがみられる。勿論、暴力を止めてもらいたい保護されることを欲したDV被害者は警察に通報しており、配偶者による暴力の方がその他の者による暴力よりも刑事訴追に至る傾向にあるとの統計結果がある（八四％対七三％）。⁽⁵³⁾これは、IVで述べるDVに対するポリシーが深く関係していると思われる。

2 ノバ・スコシア州のDVの状況とDVに対する意識

(1) ライアン・ケース当時（二〇〇九〜二〇一〇年）のノバ・スコシア州のDVの状況をみると、過去五年間に配偶者による暴力を受けた人の割合は五・五％である（全国平均六・二％）。⁽⁵⁴⁾同州も、先述の全国の特徴と同じく、DV被害者の大多数は女性であり、最も多い犯罪のタイプは暴行である（五五％）。⁽⁵⁵⁾警察が告発する割合も七二％と全国平均とほぼ同じであり、有罪率は五四％で、そのうち六二％がプロベーション、二〇％が拘禁刑を受けている。プロベーションで一番多く課されるのが、怒りのマネージメント（anger management）と（または）薬物中毒者用のプログラムである。⁽⁵⁶⁾

同州の特徴は、配偶者等による殺人の発生率が全国で最も低く、最も多いサスカチュワン州の一〇・二（二〇〇万人あたり）に対して二・八である一方、⁽⁵⁷⁾配偶者等による女性の殺害件数が見知らぬ者による殺害件数の四五倍である点である。⁽⁵⁸⁾さらに、被害にあった女性の警察への通報率が、最新の調査結果である二〇〇七年の統計によると、全国の通報率よりも低く、四人に一人であるという点も特徴として挙げられる。⁽⁵⁹⁾もともと、相談先として最も多いのが友人または家族であるという点は全国と同じである。⁽⁶⁰⁾

(2) ところで、ノバ・スコシア州では、DVに関する興味深い調査が実施されている。その一つが、警察に通報された配偶者等による暴力ケースからサンプルケースを選び、それらの刑事司法手続を追跡調査することで、警察や裁判所等、DVに関する諸機関の評価を行い、後述の「家庭内暴力に対するアクションのためのフレームワーク (Framework for Action Against Family Violence)」をサポートするとう、⁽⁶²⁾「親密なパートナーによる暴力トラッキング・プロジェクト (Intimate Partner Violence Tracking Project)」である。これは、同州の司法省が二〇〇七年に実施した、カナダでもユニークなプロジェクトであるが、同プロジェクトでも、被害者の八一%が女性であること⁽⁶¹⁾や、最も多い犯罪のタイプが身体的暴力であること(七〇%)、武器が使用されたのは約八%で、大多数が身体的有形力のみが用いられていること⁽⁶²⁾が示されている。

同プロジェクトの結果は、DVの実態を知るにあたり以下のような有益な情報を提供している。一つは、警察の現場への出勤状況、そして、現場での逮捕率、訴追率の変化についてである。事案の八七%について警察官が現場に向かい、二〇%が五分以内に、七三%が二〇分以内に到着している。現場に向かわなかった理由として一番多かったのが、当人が直接通報しに警察署に向いていたからや緊急を要さないケースであったから(たとえば、通報されたのが、事件が起こってから長時間経過後であった等)⁽⁶³⁾としている。現場における被疑者の逮捕率は、一九九五年に三四%であったのが七四%に上昇、訴追率も四四%から七二%に上昇しており、⁽⁶⁴⁾同州司法省は、これらの上昇は同州の刑事司法制度がDVに良く対応していることを示していると評している。⁽⁶⁵⁾

そして、裁判の帰結についても有益な情報を提供している。内訳としては、有罪判決五六%、無罪判決四%、手続の停止等が四〇%となっている。最も多いのがプロベーションのみ/又は他との併科で有罪事件の八七%を占めている。⁽⁶⁶⁾プロベーションの平均期間は一四か月(最長三六か月最短一か月、中央値一二か月)で、プロベ

シヨンの条件としては、被害者への接近禁止（五九％）、リスク査定とカウンセリングへの参加（四八％）、アルコール・薬物使用の中止（四二％）、怒りのマネージメント（四二％）、配偶者虐待プログラム（三五％）等が挙げられる。一方、拘禁刑は二五％に過ぎず、その平均期間は七か月（最長一四年最短一日、中央値一か月）となつている。罰金の平均額は四四四カナダドル（最高額は一六五〇カナダドル、中央値四〇〇カナダドル）である。⁽⁶⁷⁾

もう一つは、被害者サービスについてである。被害者の九一％が被害者サービスのスタッフによる直接的コンタクトを受けており、被害者サービスへ照会された被害者の九九％が少なくとも一つのサービスを提供されている。⁽⁶⁸⁾

(3) 同州のDV問題の実情を知るにあたりもう一つの有益な調査が、「ノバ・スコシア州におけるDVに関する世論調査 (Public opinion polling on domestic violence in Nova Scotia)」である。これは、同州の市民がノバ・スコシア州におけるDVをどのようにみているのかを考察するために実施されてきたもので、二〇一二年八月に実施された最新の調査で以下のような結果が公表されている。①市民の九五％が、DVは犯罪だと認識している。②DVの深刻さについて、九〇％が大変深刻又はどちらかというど深刻と回答し、男性のほうが深刻さを低くみる傾向にある。③四二％が、主に男性がDV加害者となると考えている。もつとも、三九％が、男女とも等しく加害者となりうると回答しており、このジェンダーニュートラルな見解は、男性女性いずれの回答者においても同様である。④加害者については先述のようにジェンダーニュートラルな回答が多かったが、被害者については、九〇％が、女性が被害者になりやすいと考えている。⑤六五％が、なぜ被害者が暴力的関係に居続けるのか理解に苦しむと回答している。そして、五〇％が、被害者が本当にそうしたいと思うなら暴力的関係から去ることが出来ると考えているが、これは、回答者の性別による顕著な差がみられる。また、五六％が、ケースによっては被害者によってDVが挑発され得ると考えており、これも性別による顕著な差がみられ、男性の方がより多くそのように考えている。⑥九〇％が、DV被害者は警察にコンタクトしないと考

ている。⑦DVはプライベートな又は家庭の問題であるという意見に八八%が反対しており、五年前に比べて、市民はDVの状況にもっと介入したいと感じている。⑧八九%が、過去五年間、ノバ・スコシア州のDV件数は増えた、または横ばいであると思っており、減ったと思っているのは三%にすぎない。⑨DV支援について、どこに行けばいいか知っていると回答したのは七七%で、女性の方が割合が高い(八四%)。⑩DV被害にあっている人を知った場合に同人对して言及する支援やサービスの項目として一番多かったのは警察(四四%)である。⁽⁸⁾

IV カナダ連邦及びノバ・スコシア州におけるDV施策

1 連邦レベルのDV施策

(1) 家庭内暴力イニシアティブ (Family Violence Initiative)

(1) 司法省の統計「カナダにおける配偶者暴力の経済的影響の概算 (An Estimation of Economic Impact of Spousal Violence in Canada, 2009)」によると、一つの配偶者暴力の及ぼす経済的影響は一年当たり七四億カナドル(対被害者が約六〇億〔医療費、賃金ロス、財産へのダメージや毀損、苦痛など無形的損害、生命の喪失等〕、対第三者が八・九億以上〔ソーシャルサービスのコスト、子供へのネガティブインパクト、その他の政府の経費〕、司法制度のコストが約五・四五億)で、一人当たり二二五カナドルと算出されている。⁽⁹⁾このように、DVはカナダの国民に大きな影響を及ぼしているとして、カナダでは、連邦レベルと州レベルで施策が展開されている。

(2) カナダにおいても、家庭内暴力において緊急の危険下にある場合は、警察が捜査し、被害者サービスについて言及し、被害者が平穏保障証書を得る手助けをしたり、また、弁護士が保護命令によって被害者から加害者を遠ざける手助

けをし、緊急状況でなくても、被害者サービスやコミュニティの組織、シエルター、所轄の警察が対応策の検討の手助けをするが、特に注目されるのが、家庭内暴力を防止し、それに対応するために、一九八八年に組織された「家庭内暴力イニシアティブ (Family Violence Initiative)」⁽⁷²⁾である。

一五の政府の省庁からなる同組織では、各省庁がそれぞれの立場から家庭内暴力・DV問題に貢献している。例えば、司法省は、刑事立法とポリシーのレビュー、リサーチ、改正を行うと共に、国民に対して法教育を行う等の活動をしている。更に、コミュニティベースのプロジェクトに資金提供も行っている。国防省は、家庭内暴力という問題へ国民の意識を喚起させることに努めている。そして、同問題とよく結びつくストレス要因に焦点を置いたプログラムをサポートするとともに、家庭内暴力の被害者にカウンセリングを行ったりしている。自然災害や犯罪、テロなどの危険から国民を守ることを任務とするカナダ公共安全省 (Public Safety Canada) も、国家犯罪予防方策 (National Crime Prevention Strategy) において本問題を取り扱い、犯罪予防と減少における国内のリーダーシップを務めている。カナダ矯正局 (Correctional Service of Canada) は、被害者に対して、加害者が釈放される日時などの情報やサービスを提供している。RCMPも本組織に含まれており、被害者をアシストするため、そして、ハイリスクグループが再度暴力を行わないようアシストするための基金を設けている。同基金は、家庭内暴力の問題の傾向と変化に関して情報を与えるために情報を構築すること等にも用いられている。先述のDVに関する統計を公表しているカナダ統計局 (Statistics Canada) も、家庭内暴力の性質や程度に関する全国レベルのデータの有用性を促進する役割を果たしている。このように、カナダでは、他機関連携を意識しながらDVを含む家庭内暴力に対応しているのである。⁽⁷³⁾

(2) DVに対するポリシーの策定とレビュー

(1) カナダにおけるDV問題への対応の歴史は、以下のように概括することができる。カナダでも、昔から配偶者暴力は存在していたものの、プライベートな問題とみなされ、公的には認識されてこなかった。しかし、一九七〇年代後半から一九八〇年代初期にかけて、女性団体などの努力により、DVに関する理解が深まり、DVに対する新たな、そして具体的な刑事司法制度が設けられ、実施されるようになっていった。⁽⁷⁴⁾

しかし、一九八二年に、下院の健康、福祉及び社会問題に関する常任委員会 (Standing Committee on Health, Welfare and Social Affairs) によって、当時の警察のトレーニングでは、DV被害者が実際に殴打されているところを発見したか、少なくとも加療を要する耐え難い負傷をしていない限り逮捕しないよう命令されているとの報告書が提出されたことから、国会は、全国の警察に対して、実務において妻を殴打したケースも一般の暴力ケースと同様に正式に告発するよう奨励したが、当初、それは一蹴された。⁽⁷⁵⁾

しかし、その後、法務次官が警察トップの組織 (the Canadian Association of Chiefs of Police) に対して、配偶者虐待への取り組みをサポートし、協働すること、そして、告発することを強く推奨する文書を送ると共に、各州の司法長官が、妻に対する暴力を刑法犯として扱うこと、そして、被害者の希望いかにかわらず犯罪を告発または起訴する判断をすることを指示するガイドラインの策定を推奨していき、一九八六年には、各州が、形式やコンテンツは異なるものの、配偶者暴力を刑事事件として扱うことを確実にするという同一の目標を共有していった。⁽⁷⁶⁾

(2) このように、一九八〇年代以降、DVに対するプロ・チャージング (pro-charging)、プロ・プロセキューション・ポリシー、つまり、犯罪が行われたと確信する合理的かつ相当な根拠がある場合は全てのDV事案を訴追することを警察と検察に強く要請するというポリシーが導入され始め、これは、DVを「刑事事件」として刑事司法制度で扱うとい

うことと歴史的な取扱いであった「プライベートな問題」として扱うということを峻別する必要性があることを強調するものであった。⁽⁷⁹⁾

その後、一九九〇年代初期には、同ポリシーが扱うDV被害者と加害者の関係や行為態様、被害者に提供されるサポートのタイプ、平穩保障証書の行使や訴追の取下げ等において従うべき手続等の点に関して、各司法管轄権でポリシーの改訂がなされ、今日、DVに対するプロ・チャージング、プロ・プロセキューションのポリシー（配偶者暴力の犯罪化の基本的客観性という刑事司法制度）は全ての州・準州で有効に維持されている。⁽⁸⁰⁾

(3) このDVに対するポリシーに対して、連邦、州・準州の司法大臣は二〇〇〇年にワーキンググループを立ち上げ、初めての全国レベルのレビューを行っている。同ワーキンググループは、刑事司法に携わる実務家の見解を調査し、ポリシーと実際の運用との間に矛盾がないか、ポリシーがきちんと反映されているか、多様なDV被害者に対応できているかを考察している。同レビューの報告書は、DVに対する刑事司法制度における三つのキーとなる客観的な目標は、①配偶者虐待を犯罪化すること、②被害者の安全とセキュリティを促進すること、③司法行政の信頼を維持することであるとした上で、同ポリシーは刑事司法制度によるDVへの対応の強固で一貫した第一線を確実なものとしており、継続的に維持することを推奨している。⁽⁸¹⁾

さらに、同ワーキンググループは、同ポリシーが導入されて以降、その履行を補完し、強固なものとするために連邦・州・準州の政府が開発してきた多くの革新的構造とモデル（例えば、DVコート）、そして、DV被害者サービスを含まむサポートプログラム（例えば、シェルターなどのサポートプログラム、DVに接した子供への介入、DVへの介入プログラム、危険査定ツール（risk assessment tool）の開発、トレーニング）の有効性も調査し、それらはその役割を果たしてきたと評価している。また、それらは、刑事司法制度がDVの実態に対して慎重に対応することを確実なもの

してきたとも評価している。⁽⁸²⁾

以上のように、同ワーキンググループは、ポリシー、そしてそれを補完するために開発されてきた構造やモデル、サポートプログラムを評価し、今後も継続していくことを薦めている。その一方で、DV被害者のダイバーシティを想起した場合、ポリシーが成功しているかどうかを測定する単一のメジャーは存在しないこと、DVの原因に関する理解に未だ多くのギャップが存在していることを認め、各司法管轄区がさらなるリサーチをサポートするよう推奨している。⁽⁸³⁾

(3) 危険査定ツール

(1) 先に触れたように、ライアン・ケースの被告人は、保護を求めて本件犯行を行う前にRCMPに通報したが、RCMPが民事事件として扱い、保護を怠ったことから本件行為を行わざるを得なかったと主張している。我が国においても、家庭内暴力の実態が明らかになるにつれ、被害者保護の必要性から、従来の民事不介入の原則から警察の積極的な介入が期待されるようになった。このように、警察は、DVシートのファーストステップとして重要なポジションにあり、そこで重要となるのが、DV暴力の危険性の査定である。

カナダでは、先のポリシーの下、一般の危険査定ツール以外に、配偶者等が再度暴力を振るうかを査定する、配偶者等の親密なパートナーによる暴力に特化した危険査定ツールが開発されてきた。同ツールを使用する第一の目的は将来の危害を防止することであるが、それ以外に、それを用いることにより、刑事司法制度においてなされる判断の透明性と一貫性が増すという、説明義務や被告人の人権の保護もその目的とされている。⁽⁸⁴⁾

そこで、同ツールは、様々な場面で用いられている。例えば、裁判の前段階で、留置するか否かの勧告をするために警察や検察によって用いられ、判決の前段階でも、ダイバージョンやパロールの判断、プロベーションの条件を設定す

る際に、DV加害者のための適切な処遇を判断するために裁判所によって用いられる。また、同ツールは、警察やDV被害者の支援者によってDV被害者の保護プランを練る際にも用いられる⁽⁸⁵⁾。

(2) ところで、カナダで開発されたDVに対する危険査定ツールは、そのアプローチの方法により、以下の四つのタイプに分けられる。それらは、【タイプ①】 専門家が、情報を収集し、ガイドラインに従わずに、専門家の経験と高度な専門知識に基づいて判定するタイプ (unstructured clinical judgement)、【タイプ②】 査定する者が、査定の際に考慮されるべき一定の危険要素を含んだガイドラインに従い、理論的、一般的経験に基づいて判定するタイプ (structured clinical judgement)、【タイプ③】 予測的又は特定の経験則に基づくりサーチから得た危険要素を数値化し、トータルスコアをアルゴリズムによって算出し、当該個人が特定の期間内に再び犯罪を行う可能性を推定するタイプ (actuarial approach)、【タイプ④】 その他である⁽⁸⁶⁾。

ライアン・ケースのAに対してもRCMPによる危険査定が行われているが、ノバ・スコシア州のRCMPは、【タイプ③】の中で最も一般的に用いられている「オンタリオ家庭内暴力危険査定 (Ontario Domestic Assault Risk Assessment)」(以下、ODARAと称する。)を採用している⁽⁸⁷⁾。【タイプ③】は、全国で最も用いられている【タイプ①】よりも予測可能性が高いと評されており、臨床のトレーニングや資格がない人、家庭内暴力について訓練を受けていない人でも査定できるという長所がある。その一方で、査定する際の要素が固定、制限されており、暴力との若干の相関関係がわかつている事柄でも、頻繁に発生しない、変動するものは考慮要素に入れないことから、考慮されるべき各ケース特有の要素が無視されるという欠点が指摘されている⁽⁸⁸⁾。

それでは、ODARAでは具体的にどのようなアイテムを査定する際の考慮要素としているのだろうか。そもそも、危険査定ツールは、その目的を累犯の予測と解するか、暴力の予防、危険のマネージメントと解するかによって、そし

て、焦点を加害者と被害者のいずれに置くかによって異なるが、危険要素として危険性査定ツールでよく用いられるのが、家族への過去の暴力的行為、暴力のエスカレーション、前歴、一般的な社会的態度、アルコール中毒の問題、精神衛生の問題、人的関係の問題等である。⁹⁰⁾ O D A R Aは、更に、被害者に焦点をおいた以下のようなリスク要素を含んでいる点に特徴がある。それらは、DV加害者によって将来暴力が加えられるのではないかとDV被害者が不安に思っているか、DV被害者が他のパートナーとの間に遺伝子学上の子を有しているか否か、DV被害者が妊娠中に暴力を受け、DV被害者がサポートへアクセスする際に障害となるものがあるか等である。⁹¹⁾

O D A R Aは、配偶者による将来の暴力の予測だけでなく、その頻度や深刻さを予測するためにも用いられ、ノバ・スコシア州だけでなく、他の多くの州でも利用されているが、これら危険要素の多くが刑事司法のデータベースからの情報収集を必要とするものであることから、アクセスしやすい者とそうでない者(DV被害者の擁護者等)とに分かれると指摘されている。そして、【タイプ③】に対する先の批判、さらに、O D A R Aの開発において用いられたサンプルの中に殺人ケースは含まれていなかったことから致死ケースの予測には適さない等、その限界も指摘されている。⁹²⁾

2 ノバ・スコシア州のDV施策

(1) DVに関する州法とDV施策のフレームワーク

(1) ライアン・ケースについて、バラ(Bara)教授は、本判決はDV被害女性がヒットマンを雇うことを決して許したわけではないと警笛を鳴らしつつ、「本ケースは、サポートサービスへのアクセス、特に地方エリアにおけるそれに関する問題、そしてDV状況における警察当局の怠慢に関する社会問題を提起している」と論じている。⁹³⁾ それでは、ノバ・スコシア州におけるDV施策を考察してみることとしよう。

まず、DVに関する法規定であるが、カナダでは、連邦レベルではDVに関する特別法はなく、DV行為が刑法典上の犯罪を構成するか否かが検討され、州レベルでDVに関する法や家庭内暴力に関する法が定められている。⁽⁹⁴⁾ ノバ・スコシア州も、DV被害者を保護するための州法「DV介入法 (Domestic Violence Intervention Act, 2001)」を定めている。⁽⁹⁶⁾ 同法は、被害者を「一六歳以上で、婚姻関係において同居していた又は同居している者からDVを受けている者、又は、婚姻関係の有無又は同居していたことがあるかどうかにかかわらず、被害者との間に一人以上の子供を有する者からDVを受けている者」(二条(g))と定義し、その者が緊急の保護を要する場合、被害者としてその代理人は緊急保護命令 (Emergency Protection Order) を裁判所に申し立てることができる⁽⁹⁷⁾と定めている(六条以下)。裁判所が同命令により指示しうる内容は多岐にわたり、例えば、DV加害者に対し、被害者に対してさらなる暴力を加えないよう命令することはもちろん、被害者の家から移動させるために警察官を派遣したり、DV加害者が直接又は間接的に被害者に接触しないよう命じること等が出来る(八条)⁽⁹⁷⁾。

(2) ノバ・スコシア州におけるDVに対する姿勢を示すものの一つが、配偶者・親密なパートナーによる暴力事犯について司法制度の対応を向上させる目的で導入された「家庭内暴力に対するアクションのためのフレームワーク (The Framework for Action Against Family Violence, 1995)」である。同フレームワークは、家庭内暴力に立ち向かうために必要なのは立法改正ではなく、家庭内暴力に対する刑事司法制度を向上させる包括的な方策であるとし、刑事司法制度にプロ・アレスト、プロ・チャージング、プロ・プロセキューションのポリシーの導入を推奨した先行レポート⁽⁹⁸⁾に従い、「警察、検察、裁判所等関連機関とサービスが立法の発展に対応すること又は法を適切に執行することを怠ることは、DVを撲滅しようとする試みに有害な影響を与える」という認識を前提として⁽⁹⁹⁾いる。⁽¹⁰⁰⁾

同フレームワークは、以下の六つのキーとなる構成要素から成る。それらは、①家庭内暴力に対して改良された訴訟

手続、②全ての司法従事者が、家庭内暴力の変化、DV事件への対応における自分たちの特定の責務、他の司法従事者やコミュニティの機関の役割と責任を理解することをアシストするための包括的なトレーニングプログラム、③DV被害者のサポート、保護、裁判への参加の促進のために強化された被害者サポートサービス、④家庭内暴力に対する司法制度の対応の有効性は家庭内暴力に取り組む全ての機関や個人の間の改善されたコラボレーションや協働に拠るという認識に基づく、関係省庁間のコーディネーション、⑤家庭内暴力に対する司法制度の責務、明確な命令と各司法機関により構造化された監査メカニズムの創設によるプロトコルの厳守、そして、国民への定期的な報告、⑥国民が家庭内暴力に対する司法制度の役割を理解し、それを認めることを確実にするため、そして、強い施策のための司法機関によるコミュニケーションサポートを得るために、刑事司法機関によるアドボカシー・イニシアティブ(advocacy initiative)である。¹⁰⁾

(3) これにより、家庭内暴力に対してポリシーと刑事司法手続が結合し、発展していったわけであるが、司法省は、二〇〇〇年にダルホージー(Dalhousie)大学のラッセル(Russell)学部長らに対し、同州における司法従事者にこのフレームワークのためのサポートがどれほどなされているか、そして、実務においてどのようにポリシーが実践されているかを調査するよう命じている。ラッセルレポートと呼ばれる同レビューは、DVに関しては様々な見解が存在し、また配偶者暴力という問題は複雑であるとしつつ、結論において、ノバ・スコシア州では同フレームワークのために司法従事者に対して強力なサポートがなされており、そして、様々な意見があったものの、本調査に応じた者の間では、同フレームワークがDVに効果的に取り組むにあたり大変ポジティブなステップであったという点ではコンセンサスを得ていたと判断している。¹¹⁾

(4) そして、ラッセルレポートは、本フレームワーク自体はしっかりしたものであり、今後も維持すべきであるとした

上で、各司法関係機関に提言をしている。それは、警察、検察、裁判所、被害者サービス等、広範に及ぶが、ここではラッセルレポートがDV被害者保護に関して警察に対して指摘している問題点とそれに対する提言を紹介することとしよう。

第一の問題点は、フレームワーク、ポリシーと実務との間に以下の重大な矛盾といくつかの難題が存在していることである。例えば、警察官の中に合理的かつ相応な根拠を正しく理解していない者がいること、被害者に対する態度やアプローチが警察官により大きく異なること、捜査の質に差異があること、難しいケースへの対応において不確かさが見受けられること等である。本レポートは、警察官自身、これらを自覚していると指摘し、政府が警察や他の司法従事者のために継続的なトレーニングプログラムの提供を策定することを提言している。

第二の問題点は、多数の相反する命令（例えば、被告人が子供に接見することを認める家裁の命令とそれに相反するような保護命令）が出されていた場合、被害者と警察の両方からフラストレーションが主張されている点である。警察官は、これらの相反する命令が出された場合、その違反にどのように対応したらいいのか判断に窮すると主張している。そこで、本レポートは、司法長官が州裁判所や家裁の首席裁判官に本問題について言及することを提言している。

第三の問題点は、DV加害者と被害者がいわゆる水掛け論状態である場合にどのように対処したらいいのかという点について警察官は不確かであるという点であり、これについては、警察が検察官から法的アドバイスを受けるよう努めることを提言している。

その他、警察実務において家庭内の口論がDVの通報と大きく区別して扱われていることに対して、口論の通報もDV暴力事件を記録するのと同じように慎重に記録すること等、複数の提言がなされている。⁽¹⁸⁾

(2) DVアクションプラン

(1) 先のフレームワークの後、ノバ・スコシア州がDVに対して行った施策が、「DVアクションプラン (Domestic Violence Action Plan 2010)」である。州政府は、先のフレームワークの下、既に多くの省と機関のプログラムを通してDVの予防や取り組みを行ってきたが、「ノバ・スコシア州の全ての市民がDVと虐待のない生活を送るのは当然のことである」というビジョンの下、DVという複雑な問題により団結してアプローチするために設定された長期計画が、このアクションプランである。⁽¹⁶⁾

本アクションプランには一六の政府機関が参加しているが、そこで共有されているゴールは、女性と子供の安全を政府のポリシーやプログラムの優先事項とすること、DVにさらされた者のニーズに合わせたサービスが提供できる能力を構築すること、被害者のためのプログラムやサービスへのアクセスを増やすこと、被害者のために、そして加害者のリハビリをサポートするために、事案の手続やコーディネーション、マネージメントを強化すること、DV問題に取り組む人々の知識、スキル、コネクションを強化すること、そして、第一にDV暴力の発生を防止することをサポートする(社会、政治、経済的な)協力的な環境を構築するプランニングとポリシーに焦点を置くこととされている。⁽¹⁶⁾

具体的な中味は、「現行の政府のプログラムとサービスを確認すること」、「今後いかに政府がよりスマートに取り組むかを示すこと」⁽¹⁶⁾、さらに、政府が行う以下の「新たなアクションをアウトラインすること」⁽¹⁶⁾である。その新たなアクションとは、①DV問題に取り組む人を助け、同問題への認識を確立するためにキャンペーンを行う、②被害者がサービスへアクセスしやすくなるようにする、③DVコート・パイロットプログラムを始動する、④より良い被害者サポートのために立法改正案を提出する、⑤より効果的に被害者のニーズに対応するよう、サービス提供者をサポートする、⑥危険にさらされている家族と子供のためのサポートを改良する、⑦加害者へのサポートを改良する、⑧州のナレッジ

ベースを構築するためのリサーチに着手する、⑨教育とトレーニングの機会を改善する、⑩サポートを強化するために、プログラムの評価に着手するという十項目である。

(2) 政府は、本アクションプランに対して追跡調査を行っており、公刊されている最新の報告書には、改良された点として、DVコート・パイロットプログラム、DV被害者等からの相談を受け付けるコールセンター (Health Link811) の開設、DVに関するウェブサイトの開設 (二〇一一年三月以降)、そして、警察法 (Police Act) の改正 (警察がDV被害者について地元の被害者サービスとの情報共有を促進するよう改正)、シエルター強化プログラム等が挙げられており、さらに、DVに関する教育やトレーニングの改良も報告されている。⁽¹⁰⁾

(3) ノバ・スコシア州の警察のDVへの対応と役割

(1) ノバ・スコシア州のRCMPは、ライアン・ケースの最高裁判決が出された年の年次報告書で、DVを州の取締りにおける優先事項の一つとしている。⁽¹¹⁾ 具体的には、RCMPメンバーに対するDV事案の取り扱いに関するトレーニングが優先事項とされ、全ての警察官がODARAのトレーニングを完了したと報告されている。ここでは、危険査定ツールは、DVを捜査する間、警察をガイドするツールとして捉えられており、DV加害者とDV被害者の関係、そしてDV加害者がまた加害行為を行いそうかどうか把握することを助けるものとされ、それにより、警察官は被害者の安全を維持することが出来、必要なサポートや支援団体へのアクセスを提供することができるとしている。

もう一つ報告されている内容が、DVに関する教育に力を入れた点である。同州の二〇〇のコミュニティにおいてDVに関する教育セッションが行われ、そして、RCMP連邦家庭内暴力基金 (RCMP Federal Family Violence Fund) がいくつかの教育プロジェクトに資金提供をしたと報告されている。また、地区によっては、DVでは警察の早急な対

応と被害者の安全を確実なものとするフォローアップが要求されるとして、コミュニティのパートナーと緊密に協働するための「DVコーディネーター」⁽¹⁵⁾を創設したり、DVがプライベートな問題ではないということをアナウンスするために、近隣や友人、家族がDVのサインに気づくよう促すキャンペーンも行われたと紹介されている⁽¹⁶⁾。

(2) ところで、IV 1 (2) でDVコートに触れたが、これに関しても警察は重要な役割を果たしている。DVコートとは、DVに関する犯罪について有罪の答弁をした者へ早期に介入し、判決前に処遇を提供するために特別の法廷で専門のスタッフによって行われるものであり、現在、全ての州・準州が創設しており⁽¹⁷⁾、IV 2 (2) で触れたように、ノバ・スコシア州でも、DVは被害者と犯罪者との間の関係が複雑であるがゆえに他の犯罪と異なることから、DVに対応する刑事司法制度をよりコラボレーションしたアプローチでサポートするために、二〇一二年六月にパイロットプログラムとして開始し、ケープ・ブレトン (Cape Breton) 地区で週一回開廷されている⁽¹⁸⁾。拘禁刑を伴う起訴の場合はDVコートの対象外となるが、それ以外の場合で被告人がDVコートでの手続を望んだ場合、有罪の答弁により犯罪に対する責任を当該被告人が認め、判決までに指示されたプログラムに参加し、裁判官は当該被告人のプログラムへの参加を加味して判決を下すという流れになる⁽¹⁹⁾。

このように、DVコートでは、プロベーションオフィサーがDV加害者(被告人)と答弁の前に協働し、処遇プログラムが(判決の一部としてではなく)判決の前に提供されるという点で通常の訴訟手続と異なり、被告人がプログラムを終えたか否かが判決内容を左右する⁽²⁰⁾。プログラムの種類は、五週又は一〇週の教育プログラムから二五週のセラピープログラムまで幅広いが、当該被告人、つまりDV加害者に最適なプログラムを選定するために、警察と矯正機関がリスクとニーズに関する綿密な査定を行うことになっている⁽²¹⁾。

V むすびに

(1) カナダでは、DVを家庭内の問題とみるのではなく、それ以外の事案と同様に刑事手続を進める姿勢(プロ・アレスト、プロ・チャージング、プロ・プロセキューションポリシー)が示されている。DVケースについては、DV被害者である被告人の行った防衛行為に対する適正かつ妥当な犯罪成立阻却の判断だけでなく、本来の意味での解決として、DVケース自体、遡ってDVそのものを生じさせないことが重要であることはいうまでもない。また、ライアン・ケースが示すように、警察等に申し出ても民事不介入として一蹴され、保護が期待できないとDV被害者が考えるような環境であれば、DV被害者自ら防衛行為を行おうと考え、DVケースを発生させる土壌をつくりかねない。その点、カナダでは、同ポリシーを打ち出すことで、そして、関係諸機関が連携して様々なアクションプランを打ち出すことで、DVに対して積極的、いいかえると強固な姿勢を示そうとしている。

その一方で、DVが加害者と被害者の人的関係の複雑さという難しい問題をはらんでいることから、客観的な危険査定ツール等を用いて、透明性の確保に努めると共に、説明責任に応え得る慎重な態度で臨んでいることも注目に値するといえよう。

さらに、DVは加害者を逮捕、起訴できれば解決するというような単純な問題ではなく、政府・警察・コミュニティが連携して、DV加害者、DV被害者の両面から、取り組み、対応することが重要となるが、この点に関しても、カナダでは他機関連携の重要性が強く意識されていることは本稿で述べた通りである。

もつとも、国がいかにかにDV施策・DV被害者の保護に乗り出していたとしても、それが知られていないのでは意味がない。本稿で示したように、ノバ・スコシア州でDVの相談窓口を知っていると回答した割合が七七%であったのに対

して、我が国は三二・四%と大変低く、平成二〇年(二九・〇%)からその割合は微増である⁽¹⁰⁾。この点、カナダがDVの教育、広報に力を入れ、DV被害者を保護するという角度からだけでなく、DVに関して教育・広報するという角度からも取り組んでいる点は傾聴に値するといえよう。

しかし、そのようなカナダにおいても不幸にしてライアン・ケースが起こってしまったわけであるが、同ケースを契機に、DVに対する警察の取り組みの実態に世間の関心が集まり、それを受けて内部調査が行われ、DVへの対応の再検討の契機となっただけでなく、翌年、RCMPの年次報告書の重点項目にDVが早速挙げられている。そして、同ケースを受けて、刑法学者・実務家の間で正当防衛と強制的抗弁の関係、新正当防衛規定によるDVケースの解決について議論が起こっており、これらの動きは、刑事法の密接関連性を如実に表すものといえる。

(2) DVケースの問題点は、翻ってみると、DV被害者が当該自己防衛行為を行うに至るまでに同人を保護することができなかつたために生じた事案ともいえるという点であり、そもそもDV被害者というものを出さないように防止する、DV被害者を保護するDV施策の拡充がなされることにより、DVケースを発生させないのが最善の形である。しかし、日本とカナダ両国の調査が示す、警察への通報率、公的機関への相談率の低さ、DVが依然としてプライベートルな問題と捉えられていること、そして、被虐待女性症候群により表から見えにくいこと等から、DVを完全に防止することが事実上困難な実情からは、政策論としてDV施策を充実させていく一方で、DVの実態に即した、DVケースの被告人(DV被害者)に対する適正な処罰、つまり、DVケースにおける妥当な正当防衛の判断方法、成立範囲が検討される必要がある。この点、カナダでは、ライアン・ケース後に施行された新正当防衛規定によれば本ケースについて正当防衛が成立する可能性があると指摘されており、新旧正当防衛規定の相違がDVケースを含め、如何なる解釈論上の変化をもたらすかという点は興味深く、今後、さらに研究を進めていきたい。

- (1) 曾根威彦 Ⅱ三井誠 Ⅱ瀬川編著『入門刑事法』(第六版) (二〇一七年) 六頁。
- (2) 深野晋也「家庭内暴力への反撃としての殺人を巡る刑法上の諸問題―緊急避難論を中心として」高山佳奈子・島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』(二〇一四年) 九五頁以下、同「家族と刑法」車窓の窓六五二号(二〇一七年) 二頁以下。
- (3) 瀬川晃「ドメスティック・バイオレンスの法的規制」同志社法学五四巻三号(二〇〇二年) 四九頁以下。
- (4) 矢野恵美「正当防衛成立要件の再考―継続するドメスティックバイオレンスと急迫不正の侵害―」法学七七巻六号(二〇一四年) 二二九頁。なお、森川恭剛「DV被害者の反撃と正当防衛」琉大法学八〇号(二〇〇八年) 一頁以下も参照。
- (5) 矢野・同二〇頁。
- (6) 矢野・同二七頁。
- (7) 刑集五一巻五号四二五頁。
- (8) 松原芳博『刑法総論』(第二版) (二〇一七年) 一五五頁。
- (9) 矢野・前掲註4・九八二頁、齋藤実「DVにおける正当防衛の成否」法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか―法分野協働と国際比較』(二〇一三年) 一〇頁、岡田久美子「DV殺人と正当防衛」浅倉むつ子 Ⅱ角田由紀子編著『比較判例ジェンダー法』(二〇〇七年) 六九頁。なお、安藤ヨイ子「ドメスティック・バイオレンスの被害者と正当防衛の成否」DV被害者が加害者となった刑事事件からの解放」ジェンダー法学会編『ジェンダー法学が切り拓く展望』(二〇一二年) 一〇七頁以下も参照。
- (10) 井田良『講義刑法学・総論』(二〇〇八年) 二九一頁。
- (11) 大谷實『刑法講義総論』(新版第四版) (二〇一二年) 二八一頁。
- (12) 本判例評釈として、上野芳久「外国判例研究 関東学院法学三巻一号(二〇一三年) 一二九頁以下、同「カナダ刑法における『強制による行為』」関東学院法学二四巻二号(二〇一四年) 一頁以下、同「強制による行為」高橋則夫 Ⅱ川上拓一 Ⅱ寺崎嘉博 Ⅱ甲斐克則 Ⅱ松原芳博 Ⅱ小川佳樹編『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集』(上巻) (二〇一四年) 四〇一頁以下がある。
- (13) R. v. Ryan, 2010 NSC 114, 289 N. S. R. (2d) 273.
- (14) R. v. Ryan, 2011 NSCA 30, 289 C. C. C. (3d) 480.
- (15) 検察側は、第一審では、AによるDVはなかったという点を争っていたが、第二審以降は、強制の抗弁の適用を認めた原審の判断は妥当でないと、いう点を主張して上訴している。

- (16) R. v. Ryan, 2013 SCC 3, [2013] 1 S. C. R. 14, at p. 16.
- (17) 裁判官九人中一人 (Fish 裁判官) が手続の停止に対して反対意見を述べている。
- (18) 二〇一二年の刑法改正で「正当防衛規定から「正当化する」という文言が削除されており、本判決が正当防衛を正当化事由で明言した点に意義がある。指摘する文献が多く (Cairssina Mathen & Michael Plaxton, *R. v. Ryan: Leaving Battered Women to the “Justification” of Self-defence?* (2013), 98 C. R. (6th) 258; Kent Roach, *Criminal Law* (6th, 2015), at p. 328 footnote 12 etc.)。カナダの新旧正当防衛規定に関する「拙稿」自招被害と正当防衛論 川端博＝浅田和茂＝山口厚＝井田良編『理論刑法学の探究⑦』(二〇一四年) 二三頁以下を参照された。
- (19) R. v. Lavallee, [1990] 1 S. C. R. 852, 76 C. R. (3d) 329; R. v. Malott, [1998] 1 S. C. R. 123, 12 C. R. (5th) 207. See also Don Stuart, *Criminal Law* (7th, 2014), at pp. 514-520.
- (20) DV被害女性を支援しているエリザベス・フライ・ソサイエティー (Elizabeth Fry Society) は「本判決が正当防衛を検討されるべきことを希望していたと落胆し、「次のDV被害女性はごめんなさいのか、未だ明らかでない」と指摘している (Canada Press 2013.1.17)」。See also, Ronagh J. A. McQuigg, *The Canadian Supreme Court and Domestic Violence: R. v. Ryan, 2013 SCC 3*, *Fem Leg Stud* (2013) 21, 185, at p. 192.
- (21) Ian Smith, *R. v. Ryan Six Points about Duress, For Defence Magazine* (The Criminal Lawyers' Association Newsletter), Vol. 34, No. 2 (2013), at E. 6. – Duress and Spousal Abuse.
 もともと、新正当防衛規定によれば本件被告人に正当防衛が認められるべきとすべき見解が多く (Gerry Ferguson & Benjamin L. Berger, *Recent Developments in Canadian Criminal Law* (2013), 37 *Crim. L. J.* 315, at p. 320-322; Steve Coughlan, *The Rise and Fall of Duress: How Duress Changes Necessity Before Being Excluded by Self-Defence* (2013), 39 *Queen's L. J.*, at p. 115 and p. 124; Kimberley Crosbie, *R. v. Ryan and the Principle of Moral Involuntariness* (2014), 67 *S. C. L. R.* (2d), at p. 477; Roach, op. cit. note 18, at pp. 336-337)。
- (22) 新聞記事にも「法廷でずっと傍聴していた警察官(本件担当責任者(筆者註))は彼女の発言に度肝を抜かれた。インタビュアーに対して『初めて聞く。根本的にあきれてもの言えない程びっくりしている』と答えた。」(CTV News 2014.10.31) がある。
- A は法廷で証言する機会を与えられなかったことから、判決後に自身の発言をユーチューブ (Youtube) にアップロードしている。Canadian Lawyer Magazine 2013.5.6は、同動画へのアクセス数が「最高裁」というキーワードでヒットする他の動画よりも圧倒的に多いことから、ケースが社会問題として関心を呼んだかがわかるとしている。
- (23) 法廷のそばで待機していたAを第一審の法廷で証言させなかった理由について、検察は、証拠のビデオや音声があり、画質もよく、おとり捜査官

と被告人との間で現金の授受もなされていたことから、彼を法廷で証言させなくても案に立証できると考えていた (CTV News 2013.1.23, National Post 2013.2.6)。³⁶⁾ 抗弁は認められなかったから、

(24) Crosbie, op. cit. note 21, at pp. 477-479. この点、筆者は、被虐待女性症候群を過度に考慮すること、DV被害者の依存性、被害者化、自尊心の低下、無力性の強調が、行為の客観的合理性から、人的無能やコンフリットしており、これは、ラバリー・ケースにおける進歩を逆に後退させる危険性をあつちし警笛を鳴らしている (at p. 481)。

(25) R. v. Ryan, op. cit. note 14, at [47], [48].

(26) R. v. Ryan, op. cit. note 16, at [35].

(27) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, *Public Interest investigation into RCMP member conduct in Nova Scotia in respect of matters involving Nicole (Ryan) Doucet – Final Report* (2013).

(28) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 13.

(29) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 14.

(30) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 14.

(31) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 15.

(32) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 37.

(33) Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at pp. 5-6.

(34) 司法大臣は、RCMPに対する不安と疑念を残さないために第三者による調査が必要であると、RCMPから独立している本コミッションに調査を命じており、本コミッション自身も、本機関はRCMPの味方ではなく、その第一の目的はRCMPメンバーに対する調査の厳正さと誠実であることだが、(Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 1)、「本コミッションは、元警察官が大半を占めており、RCMPに対してアグレッシブな調査を行ってこなかったと批判されてきたことから、本調査に懐疑的な意見もみられ」(National Post 2013.2.6)。

(35) 本コミッションも、DVは複雑な問題であり、RCMPメンバーの心にと留意しなければならないという点を認識しているとした上で、本判断をなしている (Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 37)。

(36) 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/notaj/area/canada/data.html> 「カナダ (Canada) 基礎データ」(平成一九年六月二六日)。

- (37) 『平成二八年版犯罪白書 第一編第一章第一節(法務省ホームページ http://haksyol.moj.go.jp/jp/63/n/n/63_2_1_1_1_0.htm)』。
- (38) Canadian Centre for Justice Statistics (Mary Allen), *Police-reported crime statistics in Canada, 2015* (2016), at p. 3. 翌年は約11・八万件増となつた。(Canadian Centre for Justice Statistics (Kathryn Keighley), *Police-reported crime statistics in Canada, 2016* (2017), at p. 3)。
- (39) 警察庁生活安全局生活安全企画課刑事事務局捜査第一課「平成二八年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(平成二九年) 五頁。離婚後に引き続き暴力等を受けた事案、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力事案も計上されている(同五頁1註3)。
- (40) Canadian Centre for Justice Statistics (Martha Burezycka & Shana Comoy), *Family violence in Canada: A statistical profile, 2015* (2017), at p. 36.
- (41) 警察庁生活安全局生活安全企画課刑事事務局捜査第一課・前掲註39・七頁。
- (42) 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査 報告書」(平成二七年) 二二頁。
- (43) Canadian Centre for Justice Statistics, op. cit. note 40, at p. 47.
- (44) 警察庁生活安全局生活安全企画課刑事事務局捜査第一課・前掲註39・六頁。これらに対し、殺人未遂は一〇〇件、殺人既遂は二件である。なお、内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」(平成二八年) 三頁も参照。
- (45) 内閣府男女共同参画局・前掲註42・二五頁。
- (46) Canadian Centre for Justice Statistics, op. cit. note 40, at p. 48.
- (47) Canadian Centre for Justice Statistics, op. cit. note 40, at p. 49.
- (48) 内閣府男女共同参画局・前掲註42・二八頁。
- (49) 内閣府男女共同参画局・前掲註42・二九頁。
- (50) 内閣府男女共同参画局・前掲註42・三〇頁。
- (51) Canadian Centre for Justice Statistics, op. cit. note 40, at p. 47.
- (52) Canadian Centre for Justice Statistics, op. cit. note 40, at p. 47.
- (53) Canadian Centre for Justice Statistics (Maire Sinha), *Measuring violence against women: Statistical trends* (2013), at p. 10.
- (54) Government of Nova Scotia, *Domestic Violence Fact Sheet Series - Prevalence of Intimate Partner Violence* (2012), at p. 1. 一番高のがサス

カチユワン (Saskatchewan) 州の八・二%、一番低なのがニューファンドランド及びラブラドル (Newfoundland and Labrador) 州の四・一%であり、州による大差はないといえよう。なお、二〇一〇年の統計では、親密なパートナーによる暴力の警察への通報率は、一〇万人当たり四〇三人(全国平均は三三三三人。最多はサスカチユワン州の八四一人、最少はオンタリオ州の二六四人)である (at p. 3))。

- (55) Government of Nova Scotia, op. cit. note 54, at p. 4.
- (56) Government of Nova Scotia, Department of Justice, *A statistical portrait of intimate partner violence: Nova Scotian and Canadian Perspectives (2010)*, at p. 24.
- (57) Government of Nova Scotia, op. cit. note 54, at p. 4.
- (58) Government of Nova Scotia, op. cit. note 56, at p. 32.
- (59) Government of Nova Scotia, op. cit. note 56, at p. 11.
- (60) Government of Nova Scotia, op. cit. note 56, at p. 32.
- (61) Government of Nova Scotia, Department of Justice, Policy, Planning & Research, *Domestic Violence Fact Sheet Series - Intimate Partner Violence Tracking Project, Summary Fact Sheet (2012)*, at p. 1.
- (62) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 2.
- (63) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 1.
- (64) 訴訟しなかつた二二二件中、その理由として最も多かったのが、証拠不十分(九八件)、次いで、被害者が協力しなかつた(八〇件)となつてゐる (Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 3)。
- (65) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 56, at p. 35.
- (66) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 3.
- (67) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 4.
- (68) Government of Nova Scotia, Department of Justice, op. cit. note 61, at p. 6.
- (69) Government of Nova Scotia, *Domestic Violence Fact Sheet Series - Public opinion polling on domestic violence in Nova Scotia (2012)*, at pp. 1-4.
- (70) Government of Canada, Department of Justice, *About Family Violence*, at <http://www.justice.gc.ca/eng/cj-just/fv/about-props.html>, date

- modified at 2017-01-11. See also Public Health Agency of Canada, *Stop Family Violence*, at <http://www.phac-aspc.gc.ca/sf-v-av/index-eng.php>.
- (71) Government of Canada, Department of Justice, *Get help with family violence*, at <http://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/fv-vf/help-aidc.html>.
- (72) Public Health Agency of Canada, *Family Violence Initiative*, at <http://www.phac-aspc.gc.ca/sf-v-av/initiative-eng.php>.
- (73) See also Government of Canada, Department of Justice, *Family Violence Initiative, Who can help?*, at <http://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/fv-vf/ife-fapj12.html>. 各省の組織や国々図書館ホームページに掲載した。
- (74) Government of Canada, Department of Justice, *Final Report of the Ad Hoc Federal-Provincial-Territorial Working Group Reviewing Spousal Abuse Policies and Legislation, Section I : REVIEW OF SPOUSAL ABUSE POLICIES, 1. BACKGROUND*, at <http://justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/fv-vf/polp1.html>.
- (75) Canada, House of Commons, Standing Committee on Health, Welfare and Social Affairs, *Report on Violence in Family: Wife Battering* (1982).
- (76) Government of Canada, Department of Justice, *Final Report of the Ad Hoc Federal-Provincial-Territorial Working Group Reviewing Spousal Abuse Policies and Legislation, Section I : REVIEW OF SPOUSAL ABUSE POLICIES, 3. CRIMINAL JUSTICE SYSTEM'S RESPONSE TO SPOUSAL ABUSE*, at <http://justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/fv-vf/polp1.html>.
- (77) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 76.
- (78) See also RCMP, *Intimate Partner violence and abuse* (2012), at p. 3.
- (79) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 74.
- (80) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 76. 非自発的同意 (pro-) 同意は必ず必要 (mandatory) である (required) べきである。
- (81) Government of Canada, Department of Justice, *Final Report of the Ad Hoc Federal-Provincial-Territorial Working Group Reviewing Spousal Abuse Policies and Legislation, Section I : REVIEW OF SPOUSAL ABUSE POLICIES, 4. ASSESSING THE IMPACT OF THE SPOUSAL ABUSE POLICIES and EXECUTIVE SUMMARY*, at <http://justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/fv-vf/polp1.html>.
- (82) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 81.
- (83) 具体的な推奨のリストは、Government of Canada, Department of Justice, *Final Report of the Ad Hoc Federal-Provincial-Territorial Working Group Reviewing Spousal Abuse Policies and Legislation, Section V : LIST OF RECOMMENDATIONS*, at <http://justice.gc.ca/eng/rp-pr/cj-jp/>

fr-vf/pol/pl.htmlを参照されたい。なお、本レビューのもう一つの柱として、刑法二二七条(裁判所の命令に背く行爲)に対する改正案の考察も掲げられてゐる。

- (78) Government of Canada, Department of Justice (Melissa Northcott), *Intimate Partner Violence Risk Assessment Tools: A Review* (2012), at p. 8.
- (79) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at p. 9.
- (80) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at pp. 9-12.
- (81) Government of Canada, Department of Justice, *Inventory of Spousal Violence Risk Assessment Tools Used in Canada* (2013), at p. 7.
- (82) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at pp. 10-12.
- (83) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at p. 6.
- (84) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at p. 8.
- (85) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at pp. 8-9; Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 87, at p. 22. See also Commission for Public Complaints Against the Royal Canadian Mounted Police, op. cit. note 27, at p. 13.
- (86) Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 84, at p. 23.
- (87) National Post 2012.6.14.
- (88) Government of Canada, Department of Justice, *Family Violence Laws*, <http://www.justice.gc.ca/eng/cj/jp/fr-vf/laws-tois.html>.
- (89) Government of Canada, Department of Justice, *Family Violence Laws*, <http://www.justice.gc.ca/eng/cj/jp/fr-vf/laws-tois.html>.
- (90) 現在、六つの州と三の準州が家庭内暴力に関する法を定めてゐる (Government of Canada, Department of Justice, op. cit. note 94) なる手嶋昭子「カナダのDV法制(1) トロント調査報告」法執行研究発刊『法はDV被害者を救ふか―法分野協働と国際比較―』(二〇一三) 四三六頁を参照。
- (91) 二〇一五年一部改正。DV問題に関する法規としては、同法の他「被害者人権及びサービス法 (Victim's Rights and Services Act)」、自立しなす人を助ける「雇用支援及び収入援助法 (Employment Support and Income Assistance Act)」等、複数ある。
- (92) See also Government of Nova Scotia, Department of Justice, *The Domestic Violence Intervention Act*, at https://novascotia.ca/just/victim.../docs/DVIA_Brochure_EN.pdf.
- (93) Nova Scotia, Legislative Assembly (C. Marshall), *The Response of the Criminal Justice system to Family Violence in Nova Scotia* (1995) ; Nova Scotia Law Reform Commission, *From Rhetoric to Reality* (1995) ; Peggy Mahon, *Changing Perspectives* (1995).

- (85) Dawn Russell & Diana Ginn, *FRAMEWORK FOR ACTION AGAINST FAMILY VIOLENCE 2001 REVIEW: C. 1995: THE FRAMEWORK FOR ACTION AGAINST FAMILY VIOLENCE* (2001), at <http://novascotia.ca/just/publications/docs/russell/frame95.htm>.
- (86) Dawn Russell & Diana Ginn, *FRAMEWORK FOR ACTION AGAINST FAMILY VIOLENCE 2001 REVIEW: BACKGROUND* (2001), at <http://novascotia.ca/just/publications/docs/russell/frame95.htm>.
- (87) Dawn Russell & Diana Ginn, op. cit. note 99.
- (88) Dawn Russell & Diana Ginn, *FRAMEWORK FOR ACTION AGAINST FAMILY VIOLENCE 2001 REVIEW: Summary* (2001), at <http://www.novascotia.ca/just/publications/docs/russell/summary.htm>.
- (89) Dawn Russell & Diana Ginn, op. cit. note 102. See also Government of Nova Scotia, Department of Justice, *Government Response to Framework for Action Against Family Violence, 2001 Review* (2013), at <http://www.novascotia.ca/just/publications/docs/russell/govtresponse.htm>.
- (90) Government of Nova Scotia, *Domestic Violence Action Plan* (2010), at p.1.
- (91) *ヤング・ノボが、貧困問題やアルコール中毒の問題に関する政府のワークとを関連してつなぐべき点に留意すべきである* (Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at p. 3)°
- (92) Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at p. 5.
- (93) Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at pp. 2, 5-6.
- (94) Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at pp. 3, 7-8.
- (95) Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at pp. 3, 8-11.
- (96) Government of Nova Scotia, op. cit. note 104, at pp. 3, 8-11.
- (97) Government of Nova Scotia, *Update on Government's Actions to Address DOMESTIC VIOLENCE* (2013).
- (98) Royal Canadian Mounted Police, *2013-2014 Year in Review, Provincial Priorities*, at <http://www.rcmp-grc.ca/en/ns/2013-2014-year-review>.
- (99) Royal Canadian Mounted Police, *2013-2014 Year in Review, Highlights from Southwest Nova District*, at <http://www.rcmp-grc.ca/en/ns/2013-2014-year-review>.
- (100) Royal Canadian Mounted Police, *2013-2014 Year in Review, Highlights from Northeast Nova District*, at <http://www.rcmp-grc.gc.ca/en/ns/2013-2014-year-review>.

- (14) Government of Canada, Department of Justice, *How the Courts are Organized*, at www.justice.gc.ca/eng/csj-sjc/ccs-ajc/02.html.
- (15) *The Courts of Nova Scotia, Provincial Court – Domestic Violence Court*, at http://courts.ns.ca/provincial_court/hspc_domestic_violence_court.htm.
- (16) Atlantic Evaluation Research Consultants, *Domestic Violence Court Pilot Project*, Sydney, Nova Scotia, *Final Report* (2016), at pp. 16-20.
- (17) Atlantic Evaluation Research Consultants, op. cit. note 116, at p. 7.
- (18) Atlantic Evaluation Research Consultants, op. cit. note 116, at p. 18.
- (19) Government of Nova Scotia, *Nova Scotia's Domestic Violence Court Program, Domestic Violence Court: An Overview* (2012), at https://novascotia.ca/just/global_docs/DV_Court_Fact_Sheet.pdf; なお、トロントのDVコートプログラムでも、「警察・検察・V/WAP（被害者／証人支援プログラム（筆者註）が連携を密にすることで、効果的な訴訟運営及び被害者保護が図られている」（手嶋・前掲註95・四四四頁）とある。
- (20) 内閣府男女共同参画局・前掲註42・一七頁。我が国でも、男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制として「一番多かった回答は、被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やすこと（六九・四％）であるが、その次に多かったのが、家庭や学校で、子供や生徒に対して、暴力を防止するための教育を行うこと、加害者への罰則を強化することとなっている（同六九頁）。